

意見1 市税(法人税)増収への提言について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 矢崎・市道・野竹沢自治会</p> <p>■市税に占める法人税は2割になっている。将来にわたり市が発展していくには市税収入を確保し、法人税収の維持、さらに増やす必要があるのではないか。</p> <p>次世代により良い環境を引き継いでいくため、地球温暖化の一因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を可能な限り削減していかなければならない。</p> <p>そこで、温室効果ガスの排出を抑制する技術やノウハウのある企業の誘致や、脱炭素社会の実現に向けて市をあげて行うことが求められる。</p> <p>市内には、脱炭素関連の技術開発を推し進めている企業もある。長期的な視野に立ち、立地条件(都市計画、地形、交通、税務等)を提示しながら、今後の成長が期待される環境関連の開発企業(ベンチャー企業)等の誘致を検討してほしい。</p>	<p>■本市の市税収入は、県内他市町村と比較して法人市民税の比率が高く、景気に左右されやすい構造となっています。</p> <p>市では、産業拠点の整備をするとともに、環境関連産業を戦略産業に位置づけ、誘致を促進するため、一定の条件に基づき税金の優遇措置や奨励金の交付を行っています。</p> <p>また、一般的には、企業進出は雇用の創出につながり、市内従業者数の増加を促すと推測されます。個人所得の拡大は、税収の安定的な確保に寄与するものと考えられ、その面からも企業誘致の重要性は高いと認識しています。</p> <p>脱炭素社会の実現に向けては、全市的な取組が必要と考えており、庁内においては、令和3年7月に厚木市カーボンニュートラル推進本部を設置し、体制を整備しました。</p> <p>今後については、経済成長と環境にやさしいまちづくりを両立させ、脱炭素・循環型社会の実現への取組などを進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、令和3年10月に庁内において厚木市カーボンニュートラル推進本部会議を立ち上げ、今後、全庁的な取組とすることを確認し、令和4年度に向け、新たな施策の検討を行いました。</p>	<p>【財務部】 市民税課</p> <p>【環境農政部】 環境政策課</p> <p>【産業振興部】 産業振興課</p>

意見2 鳥獣防護柵の保全について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 矢崎・市道・野竹沢自治会</p> <p>■鳥獣防護柵を設置していただき感謝しているが、設置から年数が経過し、老朽化が進んできている。(百聞は一見に如かず)</p> <p>小鮎地区では29の自治会のうち、9つの自治会が鳥獣対策協議会に加入している。毎月防護柵を点検しているが、あな熊等が金網地下穴をくぐり、防護柵の意味がなされていない状況です。</p> <p>また、防護柵から1メートル以内に大木があり、動物が自由に行き来しているところもある。伐採をお願いしたい。</p>	<p>■いただいた事案については、防護柵の設置箇所の状況や地形等を踏まえ、効果的な対応を検討していきます。</p> <p>その他の不具合箇所についても、定期点検業務を委託している小鮎地区鳥獣被害対策協議会から提出いただく点検報告書に基づき、順次現場確認を行い、対応しております。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■今後、優先順位により対応を検討していきます。</p>	<p>【環境農政部】 農業政策課</p>

意見3 もえるごみの戸別収集と環境センターへのごみの持込みについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 白山自治会</p> <p>■もえるごみの戸別収集モデル事業が、令和元年5月から始まり2年以上が経過した。</p> <p>有効性や課題を検証し、将来のより良い収集方法を検証することであったが、検証結果はどうであったか。今後について、市全域での戸別収集実施の見通しはあるか。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由として、環境センターへのごみの持込みが中止となって久しいが、ルールを守らないごみの出し方や民地等への不法投棄が増える等の影響が出ている。</p> <p>環境センターへのごみの持込み再開を待ち望む地域の声もあることから、早い再開をお願いしたい。</p>	<p>■もえるごみの戸別収集モデル地区事業を実施している地区では、各世帯が排出したごみに責任を持ち、ごみの減量化に対する意識が高まったり、資源の混入が少なくなったりするなどの効果があり、約12%のもえるごみの削減となりました。</p> <p>モデル地区の皆様を対象に行ったアンケートでは、ごみ出し負担の軽減についての項目で、「負担が減った」(55%)、「少し負担が減った」(21%)の2つ合わせた割合が7割を超えており、ごみ出しの負担軽減が図られたと考えています。</p> <p>今後は、令和3年4月から新たにスタートした一般廃棄物処理基本計画の中で、戸別収集を含めた収集方法の検討を位置付けており、計画に沿って検討していきます。</p> <p>また、環境センターへの持込みは、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、粗大ごみとせん定枝のみとしています。これまでは、全ての資源やごみが環境センターへ持込みできる状態であったため、環境センターがいわゆる「いつでもごみを出せる大きなごみ集積所」になっており、一部ごみの減量化・資源化につながっていない面も見受けられました。</p> <p>粗大ごみやせん定枝以外のごみや資源は集積所収集を原則としていることから、ごみ減量化、資源化をより一層推進するため、誠に申し訳ございませんが、今後も継続して、環境センターへの持込みは、粗大ごみとせん定枝のみとさせていただきますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更はありません。</p>	<p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p>

意見4 宮の里地区の無医療地区解消について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
福祉・医療・健康	<p>(1) 宮の里東自治会</p> <p>■宮の里地区にあったクリニックが令和2年に閉院となったことにより、宮の里地区には医療拠点がなくなってしまった。 地域の高齢化率も高く(75歳以上30%)、一人住まいの高齢者も増えて、バスを利用して通院することも不安であり、切実な問題となっている。 そこで、①開業医の誘致、②他病院の出張所・診療所の開設等、地域住民の健康・長寿・安心のために無医療地区の解消につなげてもらいたい。</p>	<p>■市では、令和3年3月に「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」を策定し、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指しています。 開業医の誘致、他病院の出張所・診療所の開設等については、スーパーマーケットやドラッグストア、コンビニエンスストア、診療所といった地域の暮らしを支える生活利便施設を誘導する「厚木市生活利便施設立地促進事業」を4月から実施しており、宮の里地区については、診療所の復活に向け、令和2年3月に閉院した診療所を所有する医療法人に直接お会いし、本事業についての説明と診療所の再開について、お願いをさせていただきました。 本事業については、スーパー、診療所等の事業者の方とはもとより、地域の皆様とも連携を図りながら進めていきたいと考えています。 《中間報告以降の状況等》 ■令和2年3月に閉院した診療所を所有する医療法人に対して、本事業の説明と診療所の再開について、引き続き粘り強く、お願いしております。</p>	【まちづくり計画部】 都市計画課

意見5 コミュニティバスの運行について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 宮の里東自治会</p> <p>■宮の里地区の高齢化と無医地区・買い物難民の解消につながる対策として、無料で「宮の里地区一運動公園一病院一スーパー一公民館一ろうじん会館」を中心とし、決められたルートを巡回するコミュニティバスを運行してほしい。</p>	<p>■令和3年3月に策定した「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」では、コミュニティ交通の導入について、その地域の高齢化率や生活の態様などの居住状況、スーパーや医療機関などの施設の立地状況、地域移動ニーズなどを十分に把握した上で、定時定路線型やデマンド型、またはタクシー運賃助成など、その地域の特性に合った運行システムを検討していくこととしています。 小鮎地区については、当該計画によるコミュニティ交通導入の検討が必要な公共交通不便地域が一部に存在します。で、地区の自治会連絡協議会会長や公民館地区館長等に、まずはコミュニティ交通についての御説明とヒアリング等を行いながら、地域の特性に合った移動手段について協議を進めていきます。 《中間報告以降の状況等》 ■コミュニティ交通については、小鮎地区自治会連絡協議会会長をはじめ地区館長等に、事業の説明及びヒアリングを令和3年11月10日に実施しました。 今後については、個々の地域におけるコミュニティ交通に対する取組状況に応じた検討を進めていきます。</p>	【まちづくり計画部】 都市計画課

意見6 小鮎川沿いの散策路の整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
河川整備関連	<p>(1) 宮の里東自治会</p> <p>■小鮎川沿いを散策路として整備をして、市民はもちろん、市外や県外からも観光客が訪れる環境を整備してもらいたい。 そして、要所要所にトイレ・ベンチを設置し、小鮎川沿いの観光地・名所を経由する散策路の整備を希望します。</p>	<p>■小鮎川沿いの散策路については、市民の皆様だけでなく市外の方にも、ウォーキングやサイクリング等に御利用いただけるよう、「健康・交流のみち」のメインルートの1つとして、厚木市営プール前交差点を始点、中飯山自治会館を終点とした小鮎川ルートを設定し、区間内は道路の整備やベンチの設置等を行っております。 また、トイレについては、現状、利用者の皆様には既存施設のトイレを御利用いただくよう案内しています。 小鮎川については、県が管理する一級河川であり、今までも整備の要望をしておりますが、いただいた御意見を踏まえ、今後の河川整備の検討内容に加えていただけるよう、粘り強く要望してまいります。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市民健康部】 健康長寿推進課 【都市整備部】 河川ふれあい課

意見7 消防団組織の件について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 下古沢中分自治会</p> <p>■どこの自治会でも抱えている問題と思うが、地域を守る防災を主に活動している消防団員の人選に苦慮しているのが現状です。20～30年後の消防団の在り方をどのように見据えていますか。</p>	<p>■全国的に消防団員数は年々減少しており、団員の確保対策が課題となっています。本市においても同様で、令和3年4月1日現在の消防団員の充足率は90.3%と低下しており、消防団員の処遇改善、消防団協力事業表示制度や学生消防団活動認証制度などを導入して入団促進に取り組んでいるところです。</p> <p>消防団は、全国各地で発生している地震や台風などによる大規模災害発生時において大きな力を発揮しており、地域の消防防災の中核的役割を果たす極めて重要な組織で、存在意義は不変であり、将来にわたって継承していく必要があります。</p> <p>しかしながら、消防団を取り巻く環境は大きく変化しており、本市の今後の実情も踏まえて消防団組織体制や平時の活動内容について見直すなど、新時代に即し、将来を見据えた消防団の役割を果たせる体制を確保するための対応策を検討していかねばならないと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【消防本部】 消防総務課

意見8 自治会組織の件について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 下古沢中分自治会</p> <p>■全国的に少子高齢化が進んでいる中、今後の自治会活動が成り立たなくなることを危惧している。 将来の自治会活動をどのように見据えているか考え方を伺います。</p>	<p>■自治会は市がまちづくりを進める上で、必要不可欠なパートナーであると認識しています。</p> <p>少子高齢化等、社会環境は目まぐるしく変化しており、自治会においては、加入率の低下や自治会長への負担集中が課題となっております。</p> <p>今後も自治会と市が協働によるまちづくりを持続的に推進するためには、自治会長の負担となっている、附属機関の委員等への就任依頼の削減等に継続して取り組む必要があると考えております。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 市民協働推進課

意見9 「高齢者憩の家」の施設設置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 宮の里中央、宮の里第二、宮の里東、宮の里第一住宅自治会</p> <p>■宮の里地区には高齢者が気軽に利用できるような施設がないので、高齢者が憩いの時間を過ごせるよう施設の設置を検討してほしい。</p> <p>【宮の里地区から高齢者憩の家の設置提案として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴い親が他界しても次世代の子どもたちは実家に戻って来ないので、空き家になっている戸建て住宅を活用する。 ・宮の里地区に唯一あった医院も閉院となり、その後テナントが入っていないので活用する。 <p>当面は、このような空き家を借り上げ高齢者憩の家として活用し、将来的には、宮の里児童館の改築時に高齢者憩の家の機能も兼ね備えた施設の設置を検討していただきたい。</p>	<p>■老人憩の家については、平成20年に厚木市老人憩の家条例を改正し、高齢者を主体とした施設から地域住民が集会等のコミュニティ活動に利用することのできる施設として位置付けています。</p> <p>今後については、公共施設の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める個別施設計画を令和3年度中に策定しますが、老人憩の家は、原則、空き家等を活用した整備も含めて新たな施設整備は行わず、周辺に立地する児童館などとの複合化を検討していきます。</p> <p>また、高齢者の増加及び児童数の減少を踏まえ、多世代交流による地域コミュニティ形成の場についても併せて検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■個別施設計画については、パブリックコメント等の市民参加手続を経て、令和4年2月に策定いたしました。</p>	【政策部】 行政経営課 【福祉部】 地域包括ケア推進課

意見10 宮の里入り口から荻野運動公園までの交通安全対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 宮の里中央自治会</p> <p>■宮の里入り口交差点から荻野運動公園にかけて、車や自転車がスピードを出して走るため、危険な道路となっている。過去に交通事故もあり、問題を起こした車が見つからないこともあった。 交通安全対策として、</p> <p>①ガードレールを目立つ色にするなど、視覚効果を利用して、下り坂でスピードを出しすぎないように対策をしてほしい。</p> <p>②宮の里4丁目交差点から荻野運動公園までの歩道について、荻野運動公園の敷地で歩道の一部が狭くなっている箇所がある。前後は十分な幅があるが、この一部で狭くなっているため、人や自転車が余裕をもってすれ違いができない。公園も道路も市の土地であるので、交通安全のため、歩道として拡幅整備をしてほしい。</p> <p>③宮の里1丁目交差点と宮の里4丁目交差点の信号機に事故監視カメラを設置してほしい。スピードの抑制効果や事故が起きた時の早期発見ができるようにしてほしい。</p>	<p>①路面標示等による車両へのスピード抑制を検討していきます。</p> <p>②当該路線については、現時点では歩道整備計画はありませんが、今後、公園管理者と協議するとともに、歩道拡幅整備に向けて検討していきます。</p> <p>③信号機の管理など、道路交通法に関する交通施設の維持・管理については、県公安委員会の所管であり、厚木警察署が窓口となります。 厚木警察署に伺ったところ、交通監視カメラは、主に国道など交通量が多い幹線道路の交通状況等を管理するため設置しており、当該箇所については、比較的円滑な交通状況であることから、交通監視カメラの設置は難しいとの回答がありました。 該当の交差点等について、市では、スピード抑制などの交通安全対策として、注意看板の設置をいたしました。 今後については、運転する人にさらに注意喚起をするため、路面標示等を検討しており、交通安全対策に取り組んでまいります。 なお、県と市で防犯カメラの設置について補助（設置費の9割、上限27万円）しており、設置が難しい事例もありますが、自治会等の設置者は一部の御負担で防犯カメラを設置することができます。 《中間報告以降の状況等》 ■交通安全対策の一つとして、宮の里4丁目信号交差点先の調整池フェンスに横断幕を年度内に設置予定です。 路面標示については、令和4年度において実施してまいります。 防犯カメラ等の対策については、中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【道路部】 道路維持課、 道路整備課</p> <p>【協働安全部】 セーフコミュニティくらし 安全課、交通安全課</p>

意見11 LINEを利用した道路補修依頼について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 宮の里中央自治会</p> <p>■市のスマ報から道路修復の依頼ができるようにしてほしい。 LINEなら写真を撮って添付して提出が手間少なくていい。差出人が不明で困るならLINEで事前に登録した者だけにするなど方法を考えてほしい。 一方的な情報提供や想定内の質問しか受け付けないシステムは改善をして、できるだけ双方向ができるようにしてほしい。</p>	<p>■現在、道路修復の依頼については、スマ報で受け付ける運用を既に行っております。 スマ報で投稿するに当たっては、スマ報のウェブサイトからニックネーム及びメールアドレスの登録をしていただき、写真及びコメントを添えて投稿することができますので、是非、ご利用ください。 また、LINEの活用については、現状、市からの情報発信を目的としており、個別に双方向でのやりとりをするような運用は想定していません。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告時点で対応済みです。</p>	<p>【政策部】 情報政策課</p>

意見12 手続の公平性について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
その他	<p>(1) 宮の里中央自治会</p> <p>■ワクチン接種の予約がインターネットと電話で開始された。インターネットでは24時間受付が可能、コールセンターでは午前8時30分から午後5時15分までとなっていて、インターネットを使うことがままならない方々にとっては不公平感があった。 今後、行政手続等についてもオンライン化が進んでいくと思われるが、不公平なものとならないよう配慮してほしい。</p>	<p>■ワクチン接種の予約方法については、高齢者優先接種時に予約を行うためにコールセンターへの問合せが一時的に集中し、結果つながりにくい状況が発生しました。現在では、インターネットからの予約と並行して、自動応答による24時間受付ができるシステムを導入したことにより、予約の電話がつながりにくいといった状況は回避されています。 行政手続等のオンライン化については、情報通信技術の活用によって、機会等に格差が生じることのないよう、オンラインによらない方法などの代替手段を設けながら取り組んでいます。 今後についても、インターネットをお使いになれない方にも配慮しながら、間接的な利便性の向上も含め、多くの方が情報通信技術の利活用による恩恵を享受できるよう努めていきます。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【政策部】 情報政策課</p> <p>【市民健康部】 健康づくり課</p>

意見13 地域振興券の発行について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
<p>商 工 業 ・ 観 光</p>	<p>(1) 宮の里中央自治会</p> <p>■新型コロナウイルスの影響が長期化し、世帯収入の減少や商店等の活気がなくなってしまっている。 感染状況が落ち着いたときには、地域振興券の発行をお願いしたい。</p>	<p>■5カ月ぶりに緊急事態宣言が解除されたことを受け、市内の中小企業をはじめ、特に大きな影響を受けた飲食・観光業に対し1日も早く新型コロナウイルス感染症の拡大以前の経営状況に回復できるよう、総額5億円を越える4つの経済支援策を計画しました。</p> <p>その一つに、「あつぎ飲食店応援電子商品券」として、市内飲食店で、3千円で5千円分利用できるプレミアム率66.7パーセントの電子商品券を、7万セット販売しますので、是非、御利用いただきますようお願いいたします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けた市内飲食店を支援するため、市内在住・在勤・在学の方を対象に、令和3年12月20日から令和4年3月31日までの期間で使用できる、あつぎ飲食店応援電子商品券を発行しました。</p> <p>また、市内商店会等がプレミアム商品券を発行する経費の一部を補助することで、商店会の活性化及び地域における消費を喚起しました。</p>	<p>【産業振興部】 商業にぎわい課</p>